

4. 出産・育児の経済的支援

誕生入学祝金

お子様の誕生・入学をお祝いし、町からお祝い金を支給します。

○誕生祝金

<支給要件>

- ① 出生児の父または母が、対象児の出生前6か月以上磐梯町に居住している
- ② 出生児と父母が、出生後1か月以上磐梯町に居住している
- ③ ①・②の条件を満たし、磐梯町に居住の実態がある
- ④ 町税・使用料・手数料・分担金等に滞納がない
- ⑤ 磐梯町に定住する意思がある(3年以上)



<支給額>

・第一子 10万円 ・第二子 10万円 ・第三子以降 20万円

○入学祝金

(平成31年3月31日までに出生し、誕生祝金を受給したお子様は入学祝金の対象外となります)※支給は小学校及び中学校への入学確定後となります。

<支給要件>

- ① 磐梯町に居住の実態がある
- ② 町税・使用料・手数料・分担金等に滞納がない
- ③ 磐梯町に定住する意思がある(3年以上)



<支給額>

・小学校入学時 10万円 ・中学校入学時 10万円

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

出産育児一時金

国民健康保険に加入されている方が出産した際は、出産児1人につき50万円の一時金が支給されます。

その他の健康保険に加入している方は、勤務先等にご確認ください。

※医療機関で出産費用を全額支払わなくてもいい「直接支払制度」がありますのでお問合せください。

問合せ先:町民課 生活環境係 ☎0242-74-1215

妊婦のための支援給付

出産・育児品購入等の経済的負担を軽減するための経済的な支援に合わせて、妊娠・出産・子育て期を安心して過ごしていただくため、保健師や助産師の面談などを行う「伴走型相談支援」を合わせて実施します。

「妊婦支援給付金」

1. 妊婦支援給付金 1 回目(母子手帳交付時)
妊婦 1 人あたり5万円
※妊娠届出時の面談の際に、申請書をお渡しします。
2. 妊婦支援給付金 2 回目(出生後)
こども1人あたり5万円
※赤ちゃん訪問時に、申請書をお渡しします。
※流産・死産の方も対象となります。

いずれも、申請日時点で磐梯町に住民票のある方が対象です。
申請者は、妊婦・産婦に限ります。

「伴走型相談支援」

妊娠・出産・子育てについての相談を行います。

- ① 妊娠届出時(ばんだいネウボラセンターでの面談)
- ② 妊娠8か月頃(ばんだいネウボラセンターまたは訪問での面談)
- ③ 赤ちゃん訪問時(訪問での面談)

問合せ先:ばんだいネウボラセンター(保健福祉センター) ☎73-3101

出産手当金

働いていた女性が出産のために仕事を休み、勤務先から給与を受けられないときに申請により支給される手当金です。本人名義の社会保険(国保は対象外)に加入していることが条件です。

問合せ先:勤務先もしくは健康保険組合、共済組合等

育児休業給付金

育児休業を取得したときは、一定の条件を満たした場合、雇用保険から休業前賃金の50%が2か月ごとに支給されます。

詳しくは勤務先もしくは健康保険組合、共済組合等にお問い合わせください。

問合せ先:勤務先もしくは健康保険組合、共済組合等